

保育所・認定こども園3号認定の保育料

利用者負担額一覧表（3号認定／3歳未満児クラス）

| 階層 | 定義 | | 標準時間 | 短時間 |
|----|--|------------|---------|---------|
| 1 | 生活保護世帯 | | 0円 | 0円 |
| 2 | 市民税非課税世帯 右の区分に該当する場合 | 母子・父子世帯等 | 0円 | 0円 |
| 3 | | 一般世帯 | 0円 | 0円 |
| 4 | 市民税課税世帯で 市民税所得割額の合計が 右の区分に該当する世帯 | 23,500円未満 | 9,600円 | 7,600円 |
| 5 | | 23,500円以上 | 13,900円 | 11,900円 |
| | | 48,600円未満 | | |
| 6 | | 48,600円以上 | 16,400円 | 14,400円 |
| | | 72,000円未満 | | |
| 7 | | 72,000円以上 | 20,300円 | 18,300円 |
| | | 97,000円未満 | | |
| 8 | | 97,000円以上 | 24,300円 | 22,300円 |
| | | 113,000円未満 | | |
| 9 | | 113,000円以上 | 29,300円 | 26,300円 |
| | | 134,000円未満 | | |
| 10 | | 134,000円以上 | 33,700円 | 30,700円 |
| | 148,000円未満 | | | |
| 11 | 148,000円以上 | 38,100円 | 35,100円 | |
| | 169,000円未満 | | | |
| 12 | 169,000円以上 | 41,400円 | 38,400円 | |
| | 193,000円未満 | | | |
| 13 | 193,000円以上 | 45,900円 | 42,900円 | |
| | 237,000円未満 | | | |
| 14 | 237,000円以上 | 47,900円 | 44,900円 | |
| | 301,000円未満 | | | |
| 15 | 301,000円以上 | 49,400円 | 46,400円 | |

※市民税所得割額は住宅ローン控除などの税額控除前の税額になります。

※兄弟姉妹が同時に保育所へ入所する場合、入所する第2子の保育料は1/2となります。

※保育料は毎年9月に最新の市民税額により見直します。

※保育料の変更が生じる場合は、原則変更の申請や税の更正があった翌月からとなります。

※「3歳未満児クラス」とは年度初日に3歳に達していない児童をいい、年度途中で3歳に達しても年度内の保育料は変更しません。

【国の特例制度】

- ・ひとり親世帯や、児童と同居する障がい者(本人・父母・兄弟姉妹)がいる世帯で、市民税加算対象者(主として児童の父母)の市民税所得割額の合計が 77,101 円未満の場合、第1子の保育料を下記別表のとおりとし、保育所入所の有無に関係なく生計を一にする兄弟が1人以上いる(入所する児童が第2子以降になる)場合、保育料を無料とする。
- ・世帯の市民税加算対象者(主として児童の父母)の市民税所得割額の合計が 57,700 円未満で、保育所入所の有無に関係なく生計を一にする兄弟が1人いる(入所する児童が第2子になる)場合、保育料を1/2とする。

別表

| 階層 | 定義 | 標準時間 | 短時間 | |
|----|--|------------|---------|---------|
| 4 | 市民税課税世帯で 利用者負担額算定にかかる 主宰者全員の 市民税所得割額の合計が 右の区分に該当する世帯 | 23,500 円未満 | 4,800 円 | 3,800 円 |
| 5 | | 23,500 円以上 | 6,100 円 | 5,100 円 |
| | | 48,600 円未満 | | |
| 6 | | 48,600 円以上 | 6,100 円 | 5,100 円 |
| | | 72,000 円未満 | | |
| 7 | | 72,000 円以上 | 6,100 円 | 5,100 円 |

第3子保育料等無償化

伊賀市では生計を一にする兄弟が2人以上いる場合の保育料や副食費は無償です。また、兄弟と別居していても生計を一にしていると判断できれば対象となります。ただし、兄弟が独立し生計を営んでいる場合は対象外です。